

第2期 豊中市医療扶助の適正な実施に関する方針(概要版)

平成 30 年 (2018 年) 3 月
豊中市

○本市の生活保護及び医療扶助の現状

- 保護世帯 7,657 世帯・人員数 10,386 人、保護率 26.22% (平成 29 年 (2017 年) 3 月末)
- 保護世帯の高齢化 (全世帯の 55.2%)
- 医療扶助費の総額 8,782 百万円、医療扶助費の占める割合は生活保護扶助費の 47.3% (平成 28 年度 (2016 年度) 決算)
- 医療扶助費は継続的に伸びていますが、近年は緩やかな伸びとなっています。
- 傷病分類別の状況では、生活習慣病関連の傷病で伸びが見られています。

○前方針の取り組み状況 (主なもの)

- 個別支援体制を強化。→支援目的の達成状況について検証が必要。
- 糖尿病重症化予防の支援により生活習慣等が改善。→よりの確な対象者の把握が必要。
- 頻回受診・重複受診等の指導により受診状況が改善。→適切な受診について、被保護者への周知と医療機関への協力依頼が必要。
- 後発医薬品の普及促進により使用割合が向上。→更なる向上を図っていくことが必要。
- レセプト点検方法の見直しを実施。→点検方法を見直したことによる効果の検証が必要。
- 治療材料・施術の適正給付の仕組みを構築。→適正給付について継続的な周知が必要。
- 他法他施策の活用促進により活用者が増加。→活用が困難なケースの対応の検討が必要。
- 内部研修により職員間の連携が進み業務が円滑化。→技術の向上に繋がる研修が必要。
- 健康づくりグループ支援事業を実施。→孤立しがちな被保護者の参加の促しが必要。

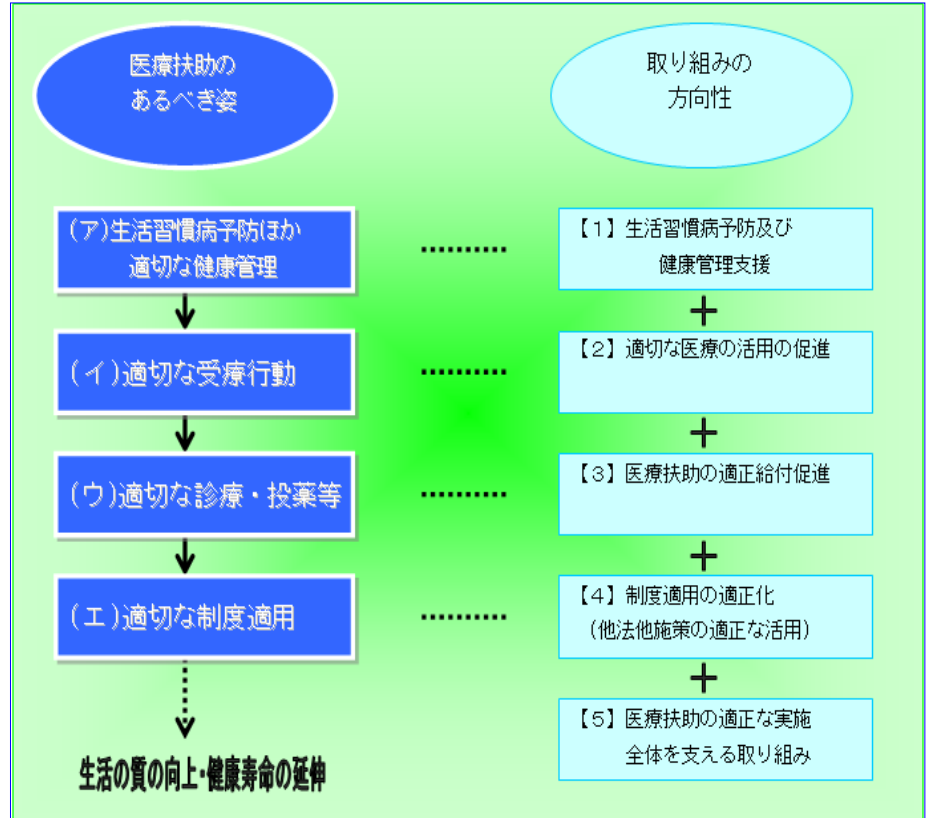
○医療扶助を取り巻く状況の変化 (主なもの)

- 【国】 被保護者の生活習慣に着目した取り組みについて、検討会等で継続的に議論。
- 【本市】 関係計画の中において、市民の生活習慣に着目した取り組みの重要性を記載。
- 【本市】 『地域包括ケアシステム推進基本方針』を策定。めざすべき将来像として、「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせることを実現する。そのことで将来への安心と希望をつくり出し、私たち一人ひとり・地域・まち・社会のすべてが、明日への活力とともに未来を創造し続ける。」と掲げ、そのためには生活や社会環境の質の向上を図ることが重要と記載。

○本方針の策定における考え方

- (1) これまでの取り組みを継続し、より一層の取り組みを推進します。
- (2) 客観的な評価指標と数値目標を設定します。
- (3) 生活習慣に着目した取り組みを強化します。
- (4) 生活の質に着目した取り組みを推進します。

○医療扶助のあるべき姿と取り組みの方向性



○医療扶助の適正な実施に係る取り組み

取り組みの方向性	具体的な取り組み事項	主な目標 (数値目標)
【1】生活習慣病予防及び健康管理支援	①個別支援による健康管理 ②健診受診の促進 ③生活習慣病の重症化予防	● 支援目的に応じた専門的な関わりを実施し、個別支援における支援目的の達成率を高めます。(達成率: 90%以上) ● 健診の活用を促し、健診受診者数と健診受診率を増加させます。(健診受診者数: 600人以上、健診受診率: 7%以上) ● 健診において生活習慣病関連の項目で「要医療」と判定された者について、その後の医療機関への受診率(治療率)を高めます。(治療率: 95%以上) ● 糖尿病等の個別支援の対象者について、検査数値や受療状況、生活状況、意識の変化等、改善が見られた者の割合(改善率)を高めます。(改善率: 100%) ● 糖尿病患者等への重症化予防に関する支援により、糖尿病を起因とする新規の透析導入者数を減少させます。(透析導入者数: 7人以下)
【2】適切な医療の活用の促進	①頻回受診の適正化 ②重複受診・重複処方 of 適正化 ③後発医薬品の使用促進 ④頻回転院患者へのアプローチ ⑤長期入院・長期外来患者へのアプローチ	● 頻回受診や重複受診・重複処方に対する適正受診に向けた働きかけにより、改善者の割合(改善率)を高めます。(頻回受診の改善率: 100%、重複受診・重複処方の改善率: 80%以上) ● 医療扶助における後発医薬品の使用割合を高めます。(使用割合: 80%以上) ● 被保護者への確実な医療制度の周知体制を確立することにより、適切な医療の活用を促進します。
【3】医療扶助の適正給付促進	①医療要否意見書等の審査 ②レセプト点検の実施 ③医療券・調剤券の効率的な発券 ④治療材料の適正な給付 ⑤施術の適正な給付 ⑥通院移送費の適正な給付	● 各種意見書等の審査に関する手順を見直し、より適切な審査体制を構築します。 ● レセプトの点検方法や手順を見直し、より適切な点検体制を構築することにより、適正な過誤調整率をめざします。(過誤調整率: 全国平均値) ● 医療扶助の対象となる治療材料・施術(柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう)について、適正な内容で給付します。(治療材料における再点検件数割合: 前年度以下、施術における1件あたりの平均給付額: 全国平均値)
【4】制度適用の適正化 (他法他施策の適正な活用)	①自立支援医療制度 (精神通院医療) ②自立支援医療制度 (更生医療) ③難病医療費助成制度 ④結核医療費公費負担制度 ⑤被爆者医療給付制度 ⑥その他制度	● 他制度の活用における新規及び更新時の確実な手続きについて促すことにより、制度の適用率を高めます。(精神通院医療の適用率: 85%以上、更生医療の適用率: 95%以上、難病医療の適用率: 70%以上) ● 対象者の少ない制度も含めて、他制度の適正な活用を促します。
【5】医療扶助の適正な実施全体を支える取り組み	①生活保護法による医療機関の指定 ②生活保護法指定医療機関への一般・個別指導 ③嘱託医協議の実施 ④健康づくりグループ支援事業の実施 ⑤福祉事務所職員の研修及び情報共有 ⑥関係部局間及び市と関係機関との連携の強化	● 被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ります。(一般指導の実施回数: 3回以上、個別指導の実施回数: 2回以上) ● 被保護者の社会参加を促し、日常生活及び社会的自立をめざします。(健康づくりグループ支援事業の登録者数: 30人以上) ● 関係部局間及び地区医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめとする関係機関と市とのより一層の連携を図ることにより、医療扶助の効果的な実施体制を確立します。

○方針に基づく取り組みの進め方

- 年間計画による具体的な実施内容やスケジュールの決定と、取り組み内容の振り返りによる進捗状況の確認を行い、PDCA サイクルに沿って進めていきます。
- 本方針は平成 34 年度 (2022 年度) までを取り組み期間とし、平成 32 年度 (2020 年度) には中間評価を実施して、必要に応じた修正を加えていきます。